

棚卸資産の評価に関する会計基準の計算構造についての一考察

高橋 二郎

I はじめに

2006年7月5日，企業会計基準委員会（ASBJ）から棚卸資産の評価に関する会計基準が公表され，原則として，2008年4月1日以降に開始する事業年度より，いわゆる低価法が強制適用されることとなった¹⁾。従来，低価法は任意適用であり，具体的な測定操作に関してもいくつかの選択肢が認められていたのに対し，国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から，低価法の具体的な測定操作の画一化を図る目的で棚卸資産の評価に関する会計基準は設定されたものである。

棚卸資産の評価に関する会計基準の設定目的のひとつとして，国際的な会計基準とのコンバージェンスがあげられているからといって，当該基準が必ずしも国際的な会計基準と同一のものになるとは限らない。各国の制度間には相互補完性があるため，それぞれの国において適合する形で修正が施され，独自の解釈が付与されたうえで制度として設定されることになるものと思われる。事実，棚卸資産の低価法に関して，米国基準，国際財務報告基準及び日本基準ではそれぞれ異なる測定操作と解釈が付与されている。

各国がそれぞれ独自の利益計算の体系を有しており，会計基準の新設・改廃の際にその体系

性との整合性を考慮した基準設定が行われているとすれば，会計基準の変化を説明・予測するために，会計基準の新設・改廃とそれぞれの国における利益計算を支える基本的な考え方の体系との関係に関する分析的な検討が必要であろう。しかしながら，先行研究において，棚卸資産の評価に関する会計基準を題材としたそのような分析が必ずしも十分に行われているようには思われない。

本稿では，以上の問題認識にもとづき，棚卸資産の評価に関する会計基準の設定によって，わが国において従来から低価法に与えられていた解釈にどのような変更が加えられたのかについて分析することを目的とする。これにより，当該基準がどのように既存の利益計算の体系に取り込まれたのかを説明することができ，その過程で既存の体系に生じた何らかの変化が明らかになるのであれば，将来の基準の変化の予測が可能になるものと考えられる。以下では，まず，棚卸資産の投資の特性をより抽象的な次元まで遡って確認することとする。

II 棚卸資産への投資に係る業績評価のフレームワーク

1 棚卸資産の投資に係る業績評価の基本的な考え方

現行制度上，投資時に期待したものが事後的な事実を照らしてどれだけ実現したのかを確かめることが財務会計の主たる役割として位置づけられている。投資家は企業が実行している投資プロジェクトに期待されたものが実際にどこ

1) 当該会計基準は2008年9月26日に改正されており，改正基準では後入先出法が廃止されることとなった。本稿は，棚卸資産の減損処理としての低価法を分析対象としているため，改正基準の後入先出法廃止に関する論点は取り上げない。

まで実現したのかを知ることにより、その後のキャッシュ・フローに関する期待を修正することができ、その意味で、会計情報は投資家の意思決定情報として有用なものとなるのである。そこでは、企業が事実の開示を行い、投資家はその開示された事実に基づいて意思決定を行うということが前提となっている。

このように財務会計の目的を規定したうえで、企業を投資プロジェクトの束と捉え²⁾、投資に寄せられた期待を事後の事実で照らした利益計算を行うことで確認するということが現行制度の基本的な考え方となっている。そこでは、投資プロジェクトごとに価値評価のスキームと原価配分のスキームが使い分けられているのである。両スキームの使い分けの結果計算される純利益の価値関連性は従来から経験的に確かめられており³⁾、財務会計が情報提供機能を果たしていることが間接的に確認されている⁴⁾。

棚卸資産への投資プロジェクトにはどのような期待が寄せられており、その期待を確かめるためにどのような測定操作がとられているのであろうか。そもそも企業が棚卸資産を購入するのは、当該棚卸資産を販売することで、取得原価を上回るキャッシュ・フローの稼得を期待しているからであろう。具体的に、企業が K_0 という金額で棚卸資産を購入するのは、当該棚卸資産の販売から V_0 というキャッシュ・フローの稼得を期待しているからといえる⁵⁾。換言すれば、投資時には $G_0 (= V_0 - K_0)$ 分だけの主観

のれんの稼得を期待しているわけである。

棚卸資産への投資に主観のれんが生じることは、棚卸資産の市場の特性との関連から説明することができる⁶⁾。棚卸資産の市場は、通常主観のれんが生じない有価証券の市場とは異質な特性を有しているものと考えられるためである。棚卸資産にはさまざまな地域に分断された異質な市場が存在しており、市場間における棚卸資産の移動には費用を要するものと考えられる。市場が地域ごとに分断されていることから、それぞれの市場で行き渡っている情報も異なっていることとなる⁷⁾。

このような状況において、企業は、より有利な情報を適時に入手するための管理体制を確立することや棚卸資産の移動をより少ない費用でスムーズに行うための流通ネットワークを確立することに注力することとなり、その過程で企業独自のノウハウが形成されるものと思われる。このノウハウの蓄積により、企業は、地域ごとに分断されている市場の相違を利用して超過利益を稼得することができるようになるのであり、ここに主観のれんの生じる余地があるものと思われる。

また、企業がブランド力を有する場合、それぞれの市場において主観のれんが生じることもある。企業の広告活動や差別化戦略などにより、企業ないし個別の棚卸資産にブランド・イメージが蓄積されることで、企業は類似する他社の棚卸資産よりも相対的に高い価格で棚卸資産を販売することができるようになるためである。企業は、採用されている戦略のもとで、より多くの利益を稼得することができるような価格政策の模索に注力することとなるものと思われる⁸⁾。

2) 説明の便宜上、投資プロジェクトを金融投資、事業投資に区分することが一般的ではあるが、必ずしも投資プロジェクトの束が2分法として捉えられているわけではない点、注意が必要である。

3) 例えば、大日方 [2002] 参照。

4) そこでは、純利益→将来の純利益→将来の配当→現在の企業価値という一連の間接的な関係が想定されている。議論の詳細は Beaver [1998] 参照。

5) アルファベットの添え字は、期間を示している。例えば、 K_0 は0期の投資額を意味する。

6) 棚卸資産の市場の特性については、基本的に米山 [2003] の説明に依っている。

7) これに対し、有価証券は流通量の大きい唯一の市場が存在するだけである。

いずれにしても、企業は主観のれんを稼得する機会を有することとなるが、問題はいつ主観のれんが成果として確定するのかということである。投資時に期待したものが事後的な事実を照らしてどれだけ実現したのかを確かめるためには、投資時の期待が事実の次元へ転化する時点を明確にする必要がある。棚卸資産への投資に係る成果は、企業の営業努力のいかんにより変化し得る。企業の営業努力の結果、より高い価格で棚卸資産を販売できることもあれば、営業努力を怠った結果、棚卸資産を販売すること自体できない場合もある⁹⁾。

このように、棚卸資産への投資については、実際に棚卸資産が販売されるまでは、稼得されるキャッシュ・フローの金額が確定しないものと考えられる。そうだとすれば、棚卸資産の投資に寄せられた期待を事後の事実を照らして確かめるために、販売によるキャッシュ・フローが稼得されるまで棚卸資産は取得原価で据え置かれることとなる。そこでは、実際の販売により稼得したキャッシュ・フローと取得原価とを対比させることに業績評価としての解釈が付与されることになるのである。

具体的に、投資時の主観のれん G_0 が事後の事実を照らしてどの程度実現したのかを確かめるためには、実際に稼得したキャッシュ・フロー V_t と取得原価 K_0 とを突き合わせる必要がある。通常、キャッシュ・フロー V の稼得より取得原価 K_0 の支出の方が先行するため、キャッシュ・フロー V_t が稼得されるまで取得原価 K_0 を資産として繰越すこととなるのであ

る。結果として計算された実現利益 $G_t(V_t - K_0)$ は、事後的な事実を照らして測られた主観のれんの実現の程度という意味をもつことになる¹⁰⁾。

2 棚卸資産の投資に係る業績評価の特徴

上記で述べた棚卸資産の業績評価に関する測定操作はどのような特徴を有するのであろうか。これを明らかにするためには、他の資産への投資に係る業績評価に関する測定操作と比較することで、棚卸資産の業績評価に関する測定操作を相対化すればよい。一般的に、棚卸資産への投資は、取得原価以上のキャッシュ・フローを稼得することを期待したものであり、事業投資に属するものとして捉えられている。そこで、同じ事業投資に属する代表的な投資である資本財への投資と棚卸資産への投資との比較を試みることにする。

棚卸資産への投資も資本財への投資もいずれも事業投資であり、営業活動を通じた取得原価を超えるキャッシュ・フローの稼得を期待して行われる点で共通しているが、具体的な業績評価に係る測定操作は異なっている。棚卸資産については、販売によるキャッシュ・フローが稼得されるまで取得原価が据え置かれることとなる。一方、資本財については、正規の減価償却の手続きによって、取得原価は利用期間にわたり費用配分されることとなる。このような相違が生じるのは、棚卸資産と資本財の投資財としての特性が異なるためである。

企業が営業活動を行うことによって、棚卸資産はそれ自体の価値を高め、最終的には棚卸資産そのものが販売される。通常、棚卸資産の購入後にその価値が高まることはあっても低下することはないものと考えられるため、取得原価

8) 有価証券の市場の場合、企業が保有する有価証券と比べて市場流通量が極めて大きいため、有価証券の保有者は自律的に価格を操作することはできない。

9) 厳密には、企業の営業努力と関係のない市場の期待の変化に起因した価格の変動も起こり得る。このような変動に起因した損益は、後述する実現利益に含まれることとなる。

10) 実現利益には、一般物価水準の変動たる保有損益が混入されることとなるが、本稿では、一般物価水準の変動は軽微であると仮定している。

が保有期間にわたり費用配分されることはない。また、棚卸資産の購入時には販売時点が不確定であるため、取得原価を配分する期間が明示的に定められることもない。したがって、棚卸資産への投資の業績評価のために、販売時点まで取得原価を据え置くという測定操作が求められることとなる。

一方、資本財はそれ自体使用され、製品など他の財にその価値を転化することによって、価値が減少していくこととなる。資本財の使用期間にわたり、当該資本財の価値が転化した他の財が販売されることで、資本財の投資に寄せられた期待が成果として実現することとなる。そのため、時の経過に応じて取得原価は費用配分されることとなり、当該費用は他の財の販売による収益と対応させられることとなる。その際、資本財への投資時に資本財の耐用年数が判明している以上、費用配分を行う期間が明示的に定められることとなる。

以上みてきたように、棚卸資産の業績評価に関する測定操作の特徴は、販売されるまで取得原価を据え置くというところにある¹¹⁾。そうであれば、低価法は取得原価を何らかの測定属性で再評価するという測定操作であるため、そもそも取得原価を販売時まで据え置くという特徴をもつ棚卸資産の業績評価に関する測定操作とどのような形で整合するのが問題となろう。以下では、低価法に関して考えられる会計処理がそれぞれどのような形で棚卸資産の業績評価に関する測定操作の基本的な考え方と整合するのかをみていくこととする。

Ⅲ 考えられる減損処理方法とその解釈

1 考えられる減損処理方法

Ⅱで考察したように、投資時の期待を事後の事実に照らして確認するために、棚卸資産の取

得原価は販売時まで据え置かれることとなる。取得原価を棚卸資産の保有期間中に何らかの測定属性で再評価することは、利益計算に与えられた業績評価としての解釈を損なうこととなるため、これまでできる限り排除されてきた。しかし、事後的に当初期待していた主観のれんの喪失が判明するケースでは、最善の営業努力を行ったにもかかわらず負の主観のれんが実現するという意味で、業績評価として与えられていた解釈が損なわれることとなる¹²⁾。

伝統的に、このような事態が生じたときは例外的に取得原価を切下げる低価法による簿価修正手続きがとられてきた。そこでは、低価法を適用することによって、利益に与えられていた業績評価としての解釈の回復が期待されているのである。ここで、取得原価を再評価する際の測定属性として考えられるものが表1に示されている。棚卸資産を再評価する際に取り得る測定属性には、購入市場の価格である再調達原価と売却市場の価格である正味売却価額があり、それぞれ取得時点、低価法適用時点、販売時点のものがあると考えられる¹³⁾。

注意しなければならないのは、取得時点の再調達原価 ($RC①$) と正味売却価額 ($EV①$) は低価法適用時点において事後的に遡って計算しなおした値であるため、実際に取得した値とは異なるということと、販売時点の再調達原価 ($RC③$) と正味売却価額 ($EV③$) は将来の見積りであるため、低価法適用時点においては確

12) これに対し、収益性が低下したからといって、実際にキャッシュ・フローが稼得される前に取得原価を何らかの測定属性に修正する必要はないとする見解もある。

13) 以下の議論では、減損を考察対象とするため、取得原価は正味売却価額 ($EV①$) 及び $EV②$) を上回っていると想定する。また、通常、正味売却価額は再調達原価を上回っているものと考えられるため、以下の議論では、 $K > EV③ \cong EV② > RC① \sim ③$ という関係を想定する。

11) この点、米山 [2003] も同様の指摘を行っている。

表1 考えられる測定属性

取得時点	低価法適用時点	販売時点
再調達原価 (RC①)	再調達原価 (RC②)	再調達原価 (RC③)
正味売却価額 (EV①)	正味売却価額 (EV②)	正味売却価額 (EV③)

定した値ではないということである。以下では、それぞれの測定属性を採用した場合、どのような利益計算がなされ、そこにはどのような解釈を付すことができるのかについてみていくこととする¹⁴⁾。

2 取得時点の再調達原価 (RC①) への修正測定属性として取得時点の再調達原価 (RC①) を採用する場合についてみてみよう。これは、投資後に予想外に不利な環境変化が生じたとしても、棚卸資産に寄せられた投資の期待が変化していないということを強調する考え方である。すなわち、予想外に不利な環境変化が生じたとしても、依然として企業に主観のれんが存在しており、より多くのキャッシュ・フローを稼得するために、企業は引き続き減損前と同様の営業努力を行っているはずであると捉えるものである。

具体的には、棚卸資産を事後的に見積りなおした再調達原価 RC①で購入し、その販売から EV③というキャッシュ・フローを期待している投資であったと捉えなおすものである。その意味で、当該測定属性へ取得原価を修正する方法は、主観のれんの稼得を鍵概念として、減損前後で統一的な利益計算を行おうとするものである。取得原価を RC①へ修正するために、棚卸資産の評価損は $(K - RC①)$ となり、実際に棚卸資産を販売したときの損益は $(EV③ - RC①)$ となる。

14) 以下では、取得原価を K とし、無用な議論の拡張を防ぐために、販売時点において販売費はかからないものと想定して議論を進めるものとする。

投資後に予想外に不利な環境変化が生じたことに起因して、本来であれば棚卸資産を K ではなく RC①で購入すべきであったという意味で、棚卸資産の評価損には過剰投資としての意味を付与することができる。すなわち、評価損は投資の失敗として解釈される。また、販売益は、事後的に把握した本来の投資額である RC①と営業活動を行った結果として得られた EV③の差額で計算されるため、事後的に見積りなおした主観のれんを意味することとなる。すなわち、減損前と同様、販売益には業績評価としての意味を見出すことができる。

仮に、評価損を計上しなければ、予想外に不利な環境変化が生じたとき、企業は引き続き営業努力を行っているにもかかわらず、販売時に損失が生じてしまうという意味で利益に与えられていた業績評価としての意味が損なわれることとなる。この方法は、不利な環境変化が生じた結果、将来損失が生じ得ることを取得原価の修正を行うための必要条件としている方法である。そのため、評価損計上後に環境が好転したとしても、当該必要条件が満たされないことから、評価損の戻入は行われにくいものと考えられる¹⁵⁾。

15) この考え方が必ずしも評価損の戻入と結びつかないというわけではない点、注意を要する。評価損がそもそも必要なかった、すなわち、そもそも利益計算の業績評価としての意味が損なわれていなかったという意味で、過年度の評価損を取り消すことも可能であろう。

3 低価法適用時点の再調達原価 (RC②) への修正

測定属性として低価法適用時の再調達原価 (RC②) を採用する場合についてみてみよう¹⁶⁾。これは、事後的に不利な環境変化が生じたことによって投資の失敗が判明したとき、再投資を擬制するものである。減損後にも企業に主観のれんが存在している場合、企業にとっての最善の選択は、棚卸資産を保有し続け、より多くのキャッシュ・フローを稼得するために営業努力を継続して行うことであろう。収益性が低下して投資が失敗したという事実と営業努力を行って棚卸資産の価値を高めていくという事実を分離把握しようとするものである。

具体的に、この方法は、失敗した投資である取得原価 K がいったん清算され、新たに低価法適用時の再調達原価 $RC②$ という金額で投資が行われ、企業はこの投資から $EV③$ というキャッシュ・フローの稼得を期待していると捉えるものである。その意味で、この方法も取得時の再調達原価 $RC①$ への修正と同様、減損前後で利益計算に統一的な解釈を付与しようとするものである。 $RC②$ を測定属性として採用した場合、棚卸資産の評価損は $(K - RC②)$ となり、実際に棚卸資産を販売したときの損益は $(EV③ - RC②)$ となる。

評価損 $(K - RC②)$ は、棚卸資産を低価法適用時点で清算し、再投資したときに生じる損失を示している¹⁷⁾。また、販売益 $(EV③ - RC②)$ については、新たな取得原価としての $RC②$ と営業活動の成果としての $EV③$ との差額で計算されるため、業績評価としての解釈を有することとなる。この考え方は、棚卸資産への投資

後に投資の失敗が判明した場合に再投資を擬制するものであるが、評価損計上後に状況が好転した場合、新たな投資原価 ($RC②$) に対しては投資の失敗が生じていないことから、評価損の戻入は行われにくいものと考えられる。

4 販売時点の再調達原価 (RC③) への修正

測定属性として販売時点の再調達原価 ($RC③$) を採用する場合についてみてみよう。これは、企業の営業努力と関係のない棚卸資産の価格水準の変動によって生じる保有損益と企業の営業努力としての操業損益を分離把握することを目的とした方法として捉えることができる。すなわち、まず、販売時点まで棚卸資産を保有することによって生じるであろう損益を評価損として把握し、その後、実際の売却価額と販売時点の再調達原価との差額で操業損益を捉えようとするものである。

具体的に、 $RC③$ を測定属性として採用した場合、評価損は $(K - RC③)$ となり、実際に棚卸資産を販売したときの損益は $(EV③ - RC③)$ となる。評価損 $(K - RC③)$ は、企業の営業努力と関係のない販売時まで生じるであろう棚卸資産の保有損益を示していることとなる。また、販売益 $(EV③ - RC③)$ については、企業の営業努力としての操業損益を示すこととなる。この考え方は、棚卸資産への投資後に、企業の努力と関係のない著しく不利な価格変動が生じたことを前提に、当該保有損益を分離把握することを重視するものである。

しかし、この方法は、企業の努力と関係のない著しく不利な価格変動が生じたことを前提に、将来の保有損失を低価法適用時に早期認識することについて説明することができない点で問題のある方法といえる。棚卸資産の保有損益と操業損益を分離把握することが目的であれば、販売時点に両者を区別した利益計算を行えばよく、わざわざ販売前に両者を区別する意義は乏しいものと思われる。したがって、

16) この方法による会計処理は、基本的には米国で求められているものであり、残留有用原価説と呼ばれることがある。

17) 棚卸資産の購入を遅らせていれば節約できたはずの金額という意味で、機会損益としての意味も有している。

当該測定属性へ修正する方法は、物価変動会計を志向するものであり、減損処理方法としてはなじまないものであるといえよう¹⁸⁾。

5 取得時点の正味売却価額 ($EV①$) への修正測定属性として取得時点の正味売却価額 ($EV①$) を採用する場合についてみてみよう。当該測定属性によると、評価損は ($K - EV①$) となるが、これについて解釈を与えることができない。また、実際に棚卸資産を販売したときの損益は ($EV③ - EV①$) となるが、取得時にすぐに販売することと比べて実際の販売による成果がどのくらい優れていたのかを示していることとなる。この方法は、評価損と販売益に統一的な解釈を付与することが困難であり、概念上、減損処理方法として採用することができないものと考えられる。

6 低価法適用時点の正味売却価額 ($EV②$) への修正

測定属性として期末時点の正味売却価額 ($EV②$) を採用する場合についてみてみよう¹⁹⁾。これは、予想外に不利な環境変化が生じ、投資額が回収できない事態に陥った場合、当該回収不能額を適時に開示することを目的とした測定操作として捉えることができる²⁰⁾。企業会計の目的を原価回収可能性の報告と規定した場合に意味を有するものである。 $EV②$ を測定属性として採用するため、評価損は ($K - EV②$) となり、実際に棚卸資産を販売したときの損益は ($EV③ - EV②$) となる。

評価損 ($K - EV②$) は、現時点で販売すれば生じるであろう損失としての意味を有すること

となり、現時点での回収不能額としての解釈が付与できる。また、販売益 ($EV③ - EV②$) は、期末の時点で販売していれば得られたであろう金額と実際に販売した金額との差額を意味しており、期末の時点ですぐに販売することに比べてどれだけ実際の営業活動が優れていたのかを示していることとなる。その意味で、当該利益計算は実際に採択されなかった選択肢と実際に採択された選択肢との比較による業績評価を行っていることとなる²¹⁾。

この方法は、予想外に不利な環境変化が生じ、取得原価が回収不能になった場合、当該回収不能額を適時に開示することを目的としているものである。そのため、評価損計上後に状況が好転した場合、そもそも取得原価が回収不能な状況に陥っていることはなかったと考えれば、評価損を戻入れることとなる。一方で、評価損計上後の簿価をもとに回収不能な状況に陥っているか否かを判断するのであれば、評価損計上後の簿価は回収可能額で評価されているため、そのような状況に陥っておらず、評価損の戻入は行われぬものと思われる。

測定属性として $EV②$ を採用した場合、もうひとつの解釈があり得る²²⁾。それは、予想外に不利な環境変化が生じた結果、企業の主観のれんが完全に喪失してしまうケースにおける減損処理として捉えるものである。米山 [2003] でも指摘されているとおり、閉店セールのようないわゆる「たたき売り」の状況がこれに当たるものと考えられる。棚卸資産の投資に寄せられた期待が営業努力を行ってより多くのキャッシュ・フローを得ることから、営業努力をほとんど行わずに廃棄に近い形で売却処分するという目的へと変化すると捉えるのである。

18) そもそも現行制度上、価格水準の変動は軽微であるということが想定されている。

19) この方法による会計処理は、国際財務報告基準で求められているものであり、回収可能原価説と呼ばれることがある。

20) 保守主義の適用として説明されることが多い。

21) より一般的には機会損益としての意味を付与することができよう。

22) 当該解釈を以下では「 $EV②'$ 」への修正と表記する。

この方法の評価損 ($K-EV②'$) には、投資の清算損失としての解釈が付与される。投資の期待が変質したために、棚卸資産は売却され、投資は清算されたと捉えられるのである。この状況では、棚卸資産は事実上廃棄処分に近い形で処理されると考えられるため、正味売却価額 ($EV②'$) と実際の処分価額である $EV③$ は近似するものと考えられ、販売益 ($EV③-EV②'$) はゼロに近似することとなろう。このような投資の期待の変質を伴った環境変化が評価損計上後に好転するとは考えにくいから、評価損の戻入は行われないものと考えられる。

7 販売時点の正味売却価額 ($EV③$) への修正

最後に、測定属性として期末時点の正味売却価額 ($EV③$) を採用する場合についてみてみよう。この方法は、 $EV②$ へ修正する方法の考え方をより厳密に適用したものであり、予想外に不利な環境変化が生じ、結果として棚卸資産への投資の失敗が判明した時点で、将来、売却するときに生じるであろう損失を適時に開示しようとするものである。 $EV③$ を測定属性として採用した場合、評価損は ($K-EV③$) となり、実際に棚卸資産を販売したときの損益は ($EV③-EV③=0$) となる。

評価損 ($K-EV③$) は、将来、実際に販売すれば生じるであろう損失としての意味を有することとなり、最終的な回収不能額としての解釈が付与される。その結果、販売益はゼロとなる。この考え方は、 $EV②$ への修正と同様、棚卸資産の取得原価が回収不能に陥っていたという事実がなかったものと捉えれば、評価損の戻入が行われることとなる。一方で、評価損計上後の簿価をもとに回収不能な状況に陥っているか否かを判断するのであれば、評価損計上後の簿価は回収可能額で評価されているため、評価損の戻入は行われないものと思われる。

予想外に不利な環境変化が生じて、依然と

して主観のれんの稼得が期待されている場合、販売益がゼロとなるため、利益計算に与えられていた業績評価としての解釈が損なわれることとなる。減損前の利益計算とは異なり、販売益が企業の営業努力の成果を反映しなくなるのである。この問題に対処するために、もうひとつの測定操作が主張されることがある。すなわち、正味売却価額 ($EV③$) から正常利益 (NR) を控除した値 ($EV③'$) まで取得原価を切下げるといふものである²³⁾。

これにより、評価損 ($K-EV③'$) については最終的な回収不能額であるという解釈を維持したまま、販売時に最低限の利益水準としての正常利益 ($EV③-EV③'=NR$) を配分することが可能となる。企業の業績評価は、棚卸資産の投資に期待されている正常利益を稼得できたか否かによってなされることとなる。このような解釈は、 $RC①$ への修正と同様、不利な環境変化が生じて将来に損失が生じることを評価損計上の必要条件としている方法であるため、評価損計上後に環境が好転したとしても評価損の戻入は行われにくいものと考えられる。

8 各減損処理方法の機能

以上、考えられる減損処理方法についてみてきた。それでは、減損処理を行うことは、投資家の意思決定をどのように改善し得るのであろうか。これを明らかにするためには、減損処理を行うことによって影響を受ける財務数値を特定し、当該影響額が投資家の意思決定とどのように関連するののかについてそれぞれ検討を行えばよい。減損処理を行うことによって影響を受ける財務数値には、①評価損計上時のストックの値、②評価損、③販売時の販売益が挙げられ

23) 正常利益 (NR) の概念をどのように定義するかによって評価損、販売益の額が異なるが、ここでは、さしあたり、棚卸資産への投資に要求されている最低限の利益水準と捉えればよい。

るが、①のストックの値と②の評価損は表裏一体の関係にある。

評価損計上時のストックの値として投資家にとって意味があるのは、期末時点の正味売却価額 ($EV②$) と販売時点の正味売却価額 ($EV③$) であろう。仮に、企業が収益性の低下した棚卸資産のみを保有している場合を考えてみよう。投資家は過去の主観のれんの実現度合いをみて、棚卸資産に存在するのれん価値を推定することとなるが、棚卸資産の収益性が低下している場合、通常、過年度の利益がマイナスになっていると考えられるため、のれん価値の推定に困難が伴っているものと考えられる。

このような状況において、低価法適用時の売却価格である正味売却価額 ($EV②$) や将来のキャッシュ・フローたる販売時点の正味売却価額 ($EV③$) を企業に開示させることは、投資家が将来キャッシュ・フローに関する期待を形成する際に役立つ可能性がある。企業が将来キャッシュ・フローそのものに関連する情報を開示することで、投資家は自身の予測を修正することができるものと思われるためである²⁴⁾。とりわけ、投資家自身が将来の予測を行うことに困難が伴っている場合にこのような開示を行

うことの意義は大きいものと考えられる。

一方、販売益については、投資家がのれん価値を推定するのに役立つ性質を備えていることが必要となる。投資家はのれん価値と関連している当期までに企業が稼得した利益をみて、将来のキャッシュ・フローを予測しているものと考えられる。したがって、販売益は業績評価としての意味を有していることが必要となるが、取得時点の再調達原価 ($RC①$)、期末時点の再調達原価 ($RC②$) 及び販売時点の正味売却価額から正常利益を控除した値 ($EV③'$) への修正による方法がそのような業績評価としての性質を有していることとなる。

9 小括

以上、考えられる測定属性へ修正した場合に、いかなる利益計算がなされるのかをみてきたが、表2は、それぞれの測定属性へ修正した場合の評価損と販売益をまとめたものである。取得時点の再調達原価 ($RC①$)、低価法適用時点の再調達原価 ($RC②$) 及び販売時点の正味売却価額 ($EV③'$) を測定属性として採用する方法は、いずれも予想外に不利な環境変化が生じたとしても、主観のれんの稼得という棚卸資産

表2 評価損と販売益

測定属性	評価損	評価損の意味	販売益	販売益の意味
再調達原価 ($RC①$)	$(K - RC①)$	投資の失敗	$(EV③ - RC①)$	営業努力の成果
再調達原価 ($RC②$)	$(K - RC②)$	投資の清算損	$(EV③ - RC②)$	営業努力の成果
再調達原価 ($RC③$)	$(K - RC③)$	保有損益	$(EV③ - RC③)$	操業損益
正味売却価額 ($EV①$)	$(K - EV①)$	解釈不能	$(EV③ - EV①)$	解釈不能
正味売却価額 ($EV②$)	$(K - EV②)$	現時点の回収不能額	$(EV③ - EV②)$	機会損益
正味売却価額 ($EV②'$)	$(K - EV②')$	投資の清算損	$(EV③ - EV②' \neq 0)$	-
正味売却価額 ($EV③$)	$(K - EV③)$	最終的な回収不能額	0	-
正味売却価額 ($EV③'$)	$(K - EV③')$	最終的な回収不能額	NR	正常利益

24) いうまでもなく、最終的には投資家自身の責任で将来キャッシュ・フローの推定を行う必要がある。

に寄せられた期待に変化が生じていないことに注目している点で共通しており、利益計算の業績評価としての解釈を重視するものである。

しかし、それぞれの方法の販売益の金額は異なっている。 RC ①まで切下げの場合、販売益には事後的に見積りなおした主観のれん (EV ③- RC ①)の全額が含まれるのに対し、 EV ③'まで切下げの場合、販売益には正常利益 (NR)のみが含まれることとなる。また、 RC ②まで切下げの場合は、低価法適用時に再投資することで期待した主観のれん (EV ③- RC ②)が販売益に含まれることとなる。いずれを選択するかは、失敗した投資に関してどのような利益を配分するかの価値判断の問題に帰着することとなるものと思われる²⁵⁾。

一方、現在の正味売却価額 (EV ②)及び将来の正味売却価額 (EV ③)を測定属性として採用する方法は、いずれもストックの評価を重視する方法である。伝統的に、取得原価には、最低限回収されるべき金額という解釈が付与されてきたが²⁶⁾、予想外に不利な環境変化が生じて当該解釈が損なわれたときに、簿価を回収可能額に修正することで、当該解釈を回復しようとするものである。いずれを採用するかは、回収不能額を低価法適用時まで生じているものに限定するか、販売時点まで織り込むかの価値判断に帰着することになるものと思われる。

最後に、予想外に不利な環境変化が生じ、主観のれんが喪失してしまうケースでは、低価法適用時点の正味売却価額 (EV ②')への修正が意味をもつこととなる。これは、固定資産の減損処理において正味売却価額まで切下げの方法と同じ意味をもつものであるが²⁷⁾、棚卸資産の

投資に寄せられた期待がより多くのキャッシュ・フローを稼得することから、営業努力をほとんど行わず廃棄に近い形で売却処分するという目的へと変質していると捉えているものであり、その意味で他の測定属性とは異質な測定操作である。

なお、過年度の評価損を戻入れるか否かについては、捉え方によって、一意に定まるものではないということも明らかになった。以上、棚卸資産の低価法として、考えられる会計処理について考察を行ってきた。これまでの議論を参照枠として、以下、IVでは棚卸資産の評価に関する会計基準の設定前において、低価法がどのように捉えられていたのかについて分析し、Vでは棚卸資産の評価に関する会計基準で、低価法がどのように位置づけられているのかについて分析する。

IV 棚卸資産の評価に関する会計基準設定前の分析

それでは、棚卸資産の評価に関する会計基準の設定前において、低価法はどのように捉えられていたのであろうか。棚卸資産の評価に関する会計基準の設定前において、棚卸資産の低価法は容認規定であった²⁸⁾。また、連続意見書第四によれば、低価法を採用する場合の測定属性として、期末時点の再調達原価、正味売却価額、正味売却価額から正常利益を控除した値が挙げられていた。一見、IIIで考察したさまざまな減損処理方法が併存しており、いずれの減損処理方法が採用されているのかに関する分析を行うことができないように思われる。

しかし、強制評価減を考慮に入れると話は違ってくる。強制評価減とは著しい時価下落が

25) たとえば、失敗した投資から超過利益たる主観のれんが配分されることには問題があると捉えれば、正常利益のみを配分すればよいということになり、 EV ③'が測定属性として選択されることとなる。

26) 議論の詳細は高橋 [2009a] 参照。

27) 固定資産の減損処理に関しては、高橋 [2009b] の議論を参照。

28) 企業会計原則、第三一五一A、第2項。

生じた場合に期末時点の時価まで取得原価を切下げることが要求されるものであり、これは強制適用であった²⁹⁾。わが国では、低価法が容認規定である一方、強制評価減を著しい時価の下落の場合に強制するという形で規制が行われていたのである。問題は、保有する棚卸資産に著しい時価の下落が生じているか否かを判断基準として、低価法と強制評価減を区別することがどのような場合に意義を有するのかということになろう。

ここで、ⅢのEV②、EV③への修正のように減損処理をストックの評価を重視したものと捉えた場合、低価法の容認規定と強制評価減の併存をうまく説明することができなくなる。低価法も強制評価減も取得原価が回収不能な事態に陥ったときに適用されるものであり、両者を区別する意義を見出すことができないためである。「下落後の時価で棚卸資産を評価すること自体が重視されるのなら、少額の時価下落と多額の時価下落……に区分する必然性は乏しい³⁰⁾」ものと考えられる。

これに対して、ⅢのRC①、RC②及びEV③への修正のように、低価法の論拠を業績評価の観点から捉えるならば、強制評価減との区別を説明付けることが可能となる。低価法を業績評価の観点からの修正として、RC①、RC②ないしEV③への修正と捉え³¹⁾、強制評価減を完全に主観のれんが喪失するケースとしてのEV②への修正と捉えることで、両者が併存していることが統一的に説明可能となる³²⁾。低価法と強制評価減は異質な要請により修正が求

められるものといえ、両者を区分する意義が見出せることとなるのである。

以上、棚卸資産の評価に関する会計基準の設定前においては、強制評価減の存在を説明付けることが可能になることから、棚卸資産の減損処理としての低価法を業績評価の観点から捉えていたと考えることが自然な解釈といえよう。強制評価減は、投資に寄せられた期待の変質を伴った主観のれんを完全に喪失するケースとして意義づけられ、低価法とは異質な要請に基づく会計処理として捉えられるのである。以下では当該解釈が棚卸資産の評価に関する会計基準の設定によって、どのように変更が加えられたのかを分析する。

V 棚卸資産の評価に関する会計基準の会計処理

1 棚卸資産の評価に関する会計基準のもとの低価法

棚卸資産の評価に関する会計基準では、低価法の適用が強制となり、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、原則として、正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理することが求められている³³⁾。低価法が強制適用されることになったため、従来の強制評価減の規定は必要性がなくなっている。注意しなければならないのは、期末時点の正味売却価額は、販売時点の正味売却価額のサロゲートとして用いられているに過ぎないということである³⁴⁾。

収益性が低下している状況で、将来の販売時点の正味売却価額を期末時点の正味売却価額で

29) 企業会計原則、第三一五一A、第1項。

30) 米山 [2003] 81 ページ。

31) 棚卸資産の場合、比較的短期間で回転するものという前提をおけば、取得時点の再調達原価 (RC①) と評価損計上時点の再調達原価 (RC②)、販売時点の正味売却価額から正常利益を控除した値 (EV③) と評価損計上時点のそれは近似するものと考えられる。

32) この点、米山 [2003] も同様の指摘を行っている。

ただし、そもそも低価法が容認規定であることについては十分に説明を行うことができない。

33) 棚卸資産の評価に関する会計基準第7項。

34) 棚卸資産の評価に関する会計基準第41項。

代替できるか否かは論点として残るものの、概念上は、Ⅲにおける販売時点の正味売却価額（EV③）に修正する方法が採用されているといえる³⁵⁾。したがって、棚卸資産の評価に関する会計基準では、簿価が回収不能に陥っているという事実を適時に開示するというストックの評価の観点から低価法を捉えているものと考えられる。その意味で、当該基準設定前の業績評価としての低価法の位置づけに変更が加えられたこととなる。

注意しなければならないのは、棚卸資産の評価に関する会計基準では、期末時点の正味売却価額を測定属性として採用しているために、概念上、主観のれんの稼得が期待されている投資と主観のれんが完全に喪失してしまった投資という異質な投資に対して結果的に同じ会計処理が適用されるということである³⁶⁾。これは、簿価の回収可能性を報告するというストックの評価を重視した手続きとして評価損が捉えられるならば、棚卸資産は販売によって回収される資産であるため、両者を区別する意義は乏しいものと考えられるためであろう。

いずれにしても、棚卸資産の評価に関する会計基準の設定によって、低価法の位置づけに変更が加えられたものと考えられる。そうだとすれば、なぜ、そのような変更が加えられたのであろうか。2002年に固定資産の減損処理を定めた固定資産の減損に係る会計基準が設定され

ているが、棚卸資産の評価に関する会計基準の設定にあたり、基準設定主体は、当該基準における減損概念との整合性に配慮していた可能性がある。そこで、以下では、棚卸資産の低価法と固定資産の減損処理の関係について考察を加えることとする。

2 固定資産の減損に係る会計基準との整合性

以上みてきたとおり、棚卸資産の評価に関する会計基準の設定によって、従来の低価法の位置づけに変更が加えられていた。この変更には、固定資産の減損に係る会計基準の設定が影響している可能性がある。そこで、固定資産の減損に係る会計基準で求められている会計処理と棚卸資産の評価に関する会計基準で求められている会計処理との比較によって、両者の類似点、相違点を明らかにすることで、固定資産の減損に係る会計基準の設定が棚卸資産の評価に関する会計基準の設定に及ぼした影響を考察することとする。

高橋 [2009b] で考察されているとおり、固定資産の減損に係る会計基準で求められている会計処理は、概念上、投資額の回収が見込めないとき、投資時の使用価値まで帳簿価額を切下げるものである。そこでは、収益性の低下を契機とし、投資プロジェクトの目的が主観のれんの稼得から継続利用が許容される最低限の利益水準の稼得へ変化したものと看做されるという意味で、フローの視点からも減損処理を捉えることが可能であった。減損後は、資本コスト見合いの利益が稼得されたか否かの観点から業績評価がなされることとなるのである。

棚卸資産の評価に関する会計基準で求められている会計処理と固定資産の減損処理は、投資額としての取得原価が回収できないときに減損が認識される点で共通している。一方、測定属性が固定資産は使用価値であるのに対して棚卸資産は正味売却価額である点で異なっているが、これは、投資の回収形態の相違に起因する

35) 測定属性として、期末時点の再調達原価も認められているが、あくまでも将来の販売価格が再調達原価と歩調を合わせて動くと考えられるときや正味売却価額の把握が困難なときに認められるものであるため、棚卸資産の評価に関する会計基準において、概念上は、販売時点の正味売却価額が測定属性の基本として位置づけられているものと考えられる。

36) 評価損の戻入について、前者は洗替え法と切放し法の選択適用が認められているのに対し、後者は切放し法のみしか認められていないという相違はある。棚卸資産の評価に関する会計基準第17項参照。

ものである³⁷⁾。具体的な測定属性は異なっているものの、いずれもストックを回収可能額で評価しているという意味では共通しており、ストックに与えられていた解釈を回復することが重視されている。

問題は、減損後において、固定資産は資本コストに見合った利益が配分されるのに対し、棚卸資産は利益が配分されないというフローの観点の相違である。固定資産の減損処理と整合する棚卸資産の減損処理は、販売時点の正味売却価額から正常利益を控除した値（EV③'）まで取得原価を切下げたものである。ここでは、減損を契機に投資に寄せられた期待が主観のれん稼得から最低限の利益水準の稼得へと変化すると捉えることとなり、失敗した投資から超過利益たる主観のれんが稼得されることはないはずであるという思考が潜んでいる。

しかし、棚卸資産の低価法においては、測定属性から正常利益が控除されないため、販売時点で利益が計上されることはない。その意味で、業績評価の観点から両者を統一的に説明することは難しいものと思われる。棚卸資産の減損処理においては、失敗した投資から利益は一切生じないはずであるという思考が潜んでいるものと思われるが³⁸⁾、この場合、利益は企業の営業努力を捕捉していないものと考えられるのである。そうであれば、棚卸資産の減損処理は、固定資産の減損処理のストックの評価のみとの整合性を図ったものとして捉えられよう。

このように棚卸資産の減損処理がストック志向の手続きであることは、継続利用のために長期間保有される固定資産と異なり、棚卸資産が短期間で売却されるという特性を有しているこ

とに関連しているものと思われる。最も単純な想定のもとでは、減損処理後の棚卸資産はその評価額ですぐに売却され、継続して保有されることはない。そうだとすれば、投資家が将来キャッシュ・フローを予測するときに意味をもつのは、売却時の販売益よりも実現するキャッシュ・フローそのものの値であるストックの評価額ということがいえるものと思われる。

VI おわりに

以上、棚卸資産の評価に関する会計基準の設定によって、従来の低価法に与えられていた解釈にどのような変更が加えられたのか、当該基準の設定によって、わが国の現行制度を支える利益計算の基本的な考え方に何らかの変化が生じたのかについて、考えられる減損処理方法を参照枠として考察を行ってきた。本稿の分析は現時点の会計基準を対象としているため、限定的な結論である点、注意を要する。今後、関連する会計基準の新設・改廃が行われた場合、当該基準も対象として包括的な分析を行い、本稿の結論を補強する必要があるだろう。

棚卸資産の評価に関する会計基準の設定前において、低価法は業績評価の観点を重視した測定操作であったのに対し、棚卸資産の評価に関する会計基準の設定によって、それがストックの観点を重視した測定操作に変更が加えられているというのが本稿の第一の結論であった。評価損計上時にストックの値を将来の販売価格としての正味売却価額に修正するということは、収益性が低下してのれん価値の推定が困難となっている減損資産に関する有意味な情報を提供するものとして、投資家の意思決定に役立つものと考えられるのである。

固定資産の減損処理との整合性の観点からは、フローの観点から減損処理を体系的に説明することができなかった。その意味で、固定資産の減損処理とはストックの観点からの整合性

37) 固定資産は設備の使用によってキャッシュ・フロー生成に寄与するのに対し、棚卸資産はそれ自体売却することによってキャッシュ・フローに転換される。

38) 正常利益の測定可能性ないし検証可能性の問題を別途検討する必要はあろう。

が図られており、制度上の減損処理がストック志向の手続きであるということが、棚卸資産の評価に関する会計基準の設定によって明確になったものと思われる。このようなストック志向の会計処理を求められるのが収益性の低下の局面だけにとどまるのか否かについて³⁹⁾、会計基準の新設・改廃を継続して分析することで、今後、明らかにする必要がある。

参考文献

- American Institute of Accountants [1952], "Study Group on Business Income," *Changing Concepts of Business Income*, Macmillan.
- [1953], Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No. 43: Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*.
- Beaver, W. H. [1981], *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, third edition, Prentice-Hall.
- Demski, J. S. [1980], *Information Analysis*, Addison-Wesley.
- Edwards, E. O. and P. W. Bell [1961], *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press.
- Fama, E. F. [1976], *Foundations of Finance: Portfolio Decisions and Securities Prices*, Basic Books.
- Financial Accounting Standards Board [1978], SFAC No. 1: *Objectives of Financial Reporting by business Enterprises*.
- [1980], SFAC No. 2: *Qualitative Characteristics of Accounting Information*.
- [1985], SFAC No. 6: *Elements of Financial Statements*.
- [2001], SFAS No. 144: *Accounting for the Impairment or Disposed of Long-lived Assets*.
- Hicks, J. R. [1946], *Value and Capital*, 2nd ed., Oxford (安井琢磨・熊谷尚夫訳[1951]『価値と資本』岩波書店).
- International Accounting Standards Committee [1993], International Accounting Standards No. 2: *Inventory*.
- Littleton, A. C. [1933], *Accounting Evolution to 1990*, American Institute Publishing Co (片野一郎訳 [1952]『リトルトン会計発達史(増補版)』同文館).
- Paton, W. A., and A. C. Littleton [1940], *An introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA Monograph No. 3, AAA (中島省吾訳 [1958]『会社会計基準序説』改訳, 森山書店).
- Solomons, D. [1961], "Economic and Accounting Concepts of Income," *Accounting Review*, Vol. 36, No. 3, pp. 374-383.
- Takahashi, J. [2008], "The Possibility for Expanding Accounting Recognition of Intangible Assets in Japan: From the Perspective of Internal Consistency," *KUES Ph. D. Candidates' Monograph Series*, No. 200801139.
- Zimmerman, J. L. [1979], "The Cost and Benefits of Allocation," *Accounting Review*, Vol. 54, No. 3, pp. 504-521.
- 青木昌彦・奥野正寛 [1996]『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- 安藤英義 [2000]「資産の個別評価とグループ評価—企業の論理と市場の論理の交錯—」『会計』第158巻第3号, 1-14 ページ。
- 石川純治 [2001]「企業会計のハイブリッド構造—異なる計算系の併存・交錯の構造—」『会計』第163巻第1号, 1-15 ページ。
- 井尻雄士 [1968]『会計測定の基礎』東洋経済新報社。
- [1976]『会計測定の理論』東洋経済新報社。
- 井上良二 [1995]「原価主義会計と価値会計の論理」『会計』第148巻第2号, 16-27 ページ。
- [1996a]「原価主義会計と低価基準」『会計』第149巻2号, 18-29 ページ。
- [1996b]「低価基準における時価の意味」『会計』第150巻6号, 12-26 ページ。
- [2000]「時価会計における減損の意味」『会計』第158巻6号, 1-12 ページ。
- 梅原英継 [2001]『減損会計と公正価値会計』中央経済社。
- 大日方隆 [1994]『企業会計の資本と利益—名目資本維持と実現概念の研究—』森山書店。
- [2002]「利益の概念と情報価値(2)—純利益と包括利益—」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中

39) たとえば、貸付金の減損手続きがストック志向の会計手続きに修正されることが考えられる。

- 中央経済社。
- [2007]『アドバンスト財務会計—理論と実証分析—』中央経済社。
- 勝尾裕子 [2000]「事業資産の評価における見積りの改訂—費用配分と減損処理—」『学習院大学経済論集』第37巻第2号。
- [2001]「在庫品の低価評価と固定資産の減損」『産業経理』第61巻第3号, 85-95ページ。
- [2002]「実現概念と投資の回収可能性」『会計』161巻1号, 98-114ページ。
- [2007]「第2章 リスクからの解放概念に基づく利益の質」日本会計研究学会スタディーグループ『会計社会の変容と市場の論理（最終報告）』, 15-27ページ。
- 川村義則 [2000]「減損会計における現在価値と公正価値—米国基準と国際会計基準の比較検討—」『企業会計』第52巻2号, 62-71ページ。
- 斎藤静樹編著 [1994]『企業会計における資産評価基準』第一法規。
- [2001]「会計上の評価と事業用資産の減損」『会計』第159巻第4号, 13-27ページ。
- 編著 [2002]『会計基準の基礎概念』中央経済社。
- 編著 [2005]『討議資料 概念フレームワーク』中央経済社。
- [2009]『会計基準の研究』中央経済社。
- 財務会計基準機構 [2006]『討議資料 概念フレームワーク』。
- [2008]『棚卸資産の評価に関する会計基準』。
- 桜井久勝 [1991]『会計利益情報の有用性』千倉書房。
- 醍醐聰 [1995]「原価配分原則で低価基準は合理化できるか」『会計』第148巻6号, 1-13ページ。
- [1996]「低価基準における費用価値評価と収益価値評価—井上良二教授の反論への再反論—」『会計』第150巻第3号, 1-15ページ。
- [2000]「減損会計の測定属性と現在価値会計の展望」『会計』第157巻第6号, 1-15ページ。
- 高寺貞男 [1999]『利益会計システムの進化』昭和堂。
- 高橋二郎 [2003]「減損の体系的概念と会計実務」『中央青山論文集』中央青山監査法人, 340-382ページ。
- [2009a]「資産除去債務の会計に関する計算構造についての一考察—業績評価における時間価値概念浸透の帰結—」『京都大学院生モノグラフ』京都大学経済学会, No. 200906175。
- [2009b]「減損会計の計算構造と機能に関する一考察—考えられる会計処理と現行制度の比較を通して—」『経済論叢』京都大学経済学会, 近刊予定。
- 田中健二 [1999]『時価会計入門』中央経済社。
- 辻山栄子 [1991]『所得概念と会計測定』森山書店。
- [2000]「財務報告の信頼性と時価情報・利益情報」『会計』第157巻第4号, 1-17ページ。
- 編著 [2003]『逐次解説 減損会計基準』中央経済社。
- [2006]「会計における基礎概念の整合性と情報のレリバンス」『会計』169巻1号, 1-19ページ。
- 津守常弘 [2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- 徳賀芳弘 [2005]「会計基準の理論的統合」『会計』167巻1号, 1-13ページ。
- [2006]「会計基準の理論的整合性と会計情報のレリバンス」『会計』169巻1号, 63-78ページ。
- 平敷慶武 [1990]『動的低価基準論』森山書店。
- 藤井秀樹 [1997]『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店。
- [2002]「原価主義会計の現代的展開—減損会計における原価以下主義をめぐって—」『神戸学院経済学論集』第34巻第1・2号, 157-169ページ。
- [2004]「第14章リトルトンと取得原価主義会計の系譜—アメリカ会計学説史—」『近代会計成立史』平林喜博編著 同文館, 211-224ページ。
- [2007]『制度変化の会計学—会計基準のコンバージョンを見すえて—』中央経済社。
- 松本敏史 [2008]「財務会計と管理会計の新たな融合—JSOX法, 減損会計, 包括利益概念の特徴を考える—」『会計』第173巻第5号, 55-69ページ。
- 山田康裕 [2007]『財務業績報告の基礎概念』滋賀大学経済学部研究叢書第43号。
- 由井敏範 [1997]『利益とキャッシュ・フロー会計』白桃書房。
- 米山正樹 [2003]『減損会計—配分と評価— (増補版)』森山書店。
- [2008]『会計基準の整合性分析—実証研究との接点を求めて—』中央経済社。
- (2009年10月5日受付, 2009年11月9日受理, シニアエディタ: 草野真樹)